

## 計画エリアについて

◎小売商業者が集積し都市機能が相当程度集積していることなど、コンパクトシティの理念に沿った区域であることが必要です。

### 区域設定の考え方 (伊賀市中心市街地活性化基本計画 H20.11～H26.10 からの抜粋)

本市中心市街地を設定するにあたっては、施策の継続性という観点から旧中心市街地活性化基本計画区域を含んだ上で、城下町であった歴史的な背景を踏まえつつ、現在観光客が訪れるエリアである上野城周辺を追加し、中心市街地活性化の基本的な方針と目標を実現する区域を設定する。

北側は、中心市街地の課題である城下町観光及びまちなかの消費活動の活発化を推進し、施設観光からまちなか観光へのシフトをめざすため、現在観光客が訪れている上野公園（上野城、だんじり会館などの観光資源のあるエリア）からまちなかへ観光客の流入を考え、旧計画から拡大し区域を設定した。

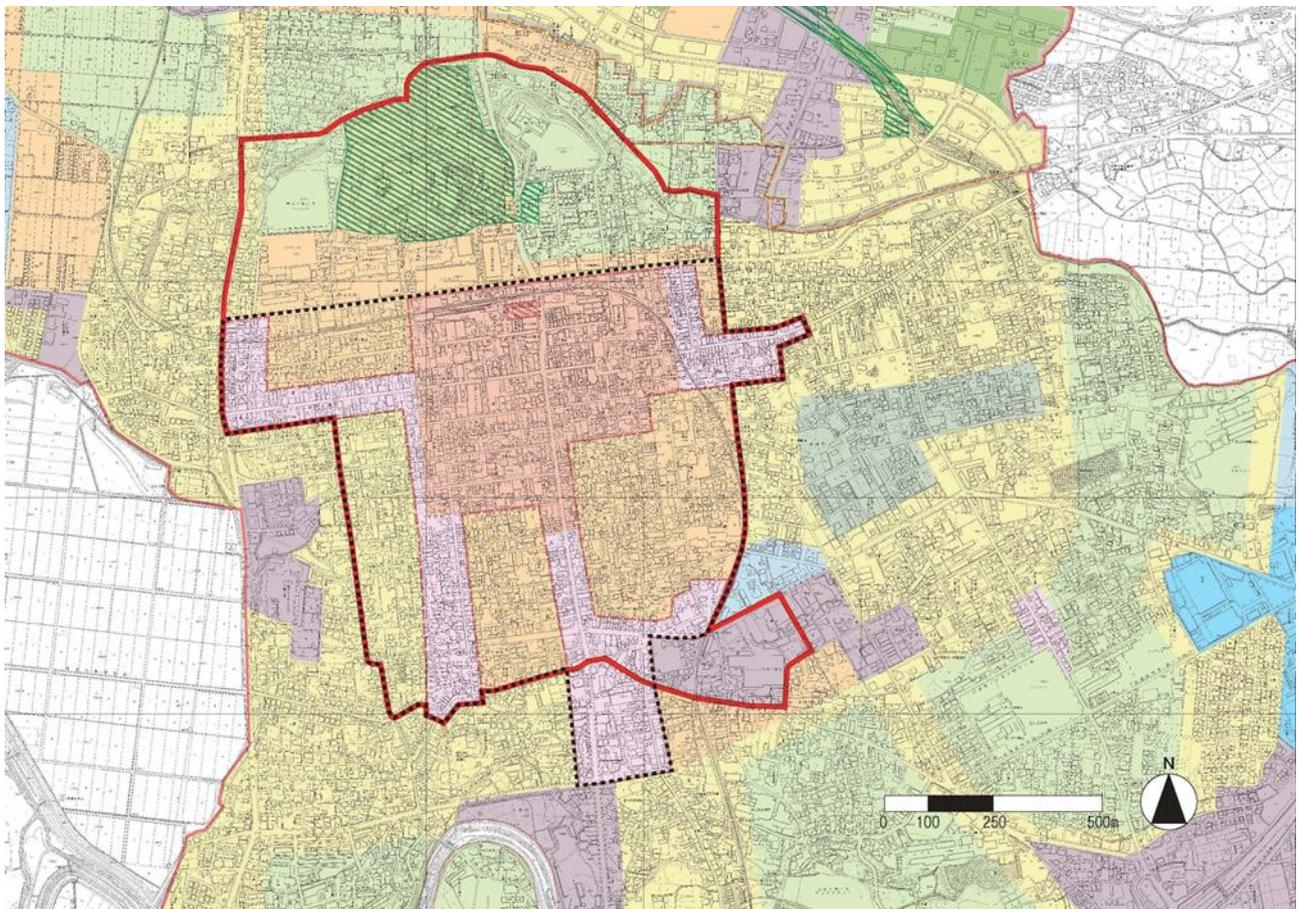
東西については、用途地域の商業地域を踏まえ商店街が分布する商業集積を基本としつつ、道路整備やテナントミックス事業などのハード整備とまちなか市や歴史的な景観形成のための修景事業などのソフト事業との組み合わせにより回遊性の創出が期待できる区域設定とした。

南側については、大型店であるジャスコ伊賀上野店と地域商業の連携を図る事業を実施するため、そのエリアを区域に含め、かつ商業集積の存在する場所について区域として設定した。

### ●区域図

区域面積（赤実線） 約 140ha

参考：旧基本計画区域（黒点線） 約 94ha



## 【今後の計画エリア設定について】

## ◆国の認定計画とする場合

「区域の設定に当たっては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が策定されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければならない。」とされています。

⇒伊賀市立地適正化計画の都市機能誘導区域は、第1期伊賀市中心市街地活性化基本計画区域と同じ区域のため、同じ区域設定とする必要があります。

## ◆国の認定計画としない場合

施策の継続性という観点から、既存の計画エリアを前提として、今後検討される具体的な事業を踏まえて計画エリアの議論を進めたいと思います。